

11月11日～11月17日は『税を考える週間』です。

(国税庁ホームページより)

土地や建物を売ったとき



土地や建物を売ったら、税金はどのように計算するの？



土地や建物の譲渡所得に対する税金

土地や建物の譲渡所得に対する税金は、他の所得と区分して計算します。長期譲渡所得か短期譲渡所得かによって、適用する税率が異なります。

- 土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって給与所得などの他の所得と区分して計算します。ただし、確定申告の手続は、他の所得と一緒にすることになります。
- 売った土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。
- 分離課税の譲渡所得の課税対象には、土地のほか、借地権や耕作権など土地の上に存する権利を含みます。また、海外に所在する土地や建物も含みます。

課税譲渡所得金額の計算

- 課税譲渡所得金額は、次の算式により計算します。
- 次の算式で計算した結果、損失が生じても、土地や建物の譲渡による所得以外の所得との損益通算はできません。ただし、マイホームを売ったときは、損失を控除できる特例があります。

→次ページ「②マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合」参照



◎課税譲渡所得金額の計算方法

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額(一定の場合)} = \text{課税譲渡所得金額}$$

譲 渡 価 額	取得費	売った土地や建物を買い入れたときの購入代金(建物は減価償却費相当額を控除します。)や仲介手数料などの合計額です。 実際の取得費の金額が譲渡価額の5%に満たない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。
	譲渡費用	①仲介手数料、②測量費など土地や建物を売るために直接要した費用、③貸家の売却に際して支払った立退料、④建物を取壊して土地を売ったときの取壊し費用などです。
	特別控除額	収用などのとき:最高5,000万円 自分の住んでいる家屋と土地を売ったとき:最高3,000万円 →次ページ「①マイホームを売って、譲渡益がある場合」参照
課 税 譲 渡 所 得 金 額		

税額の計算

- 課税譲渡所得金額に税率を掛けて税額を計算します。
- 税率は、「長期譲渡所得」になるか、「短期譲渡所得」になるかによって、右の表のように異なります。
- 土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超える場合は「長期譲渡所得」に、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。
- 例えば、平成30年中に譲渡した場合は、その土地や建物の取得が平成24年12月31日以前であれば「長期譲渡所得」に、平成25年1月1日以後であれば「短期譲渡所得」になります。

◇税率

区 分	所得税	住民税
長期譲渡所得	15%	5%
短期譲渡所得	30%	9%

注1:マイホームを売ったときには、税率を軽減する特例があります。

→次ページ「②軽減税率の特例」参照

注2:確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

マイホームを 売ったときは 何か特例があるの？



譲渡益や譲渡損失がある場合の特例

マイホームを売って譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。譲渡損失がある場合は、損益通算や繰越控除ができる特例があります。

- 自分が住んでいる家と敷地を売ったときや、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなってから3年後の12月31日までに売ったときなど、一定の要件を満たす場合には次の特例が受けられます。
- これらの特例を受ける場合は、一定の書類(※)を添付した確定申告書を提出する必要があります。

- さらに①又は②の特例の適用を受ける場合には、確定申告書を申告期限内に提出し、かつ、その後の年も連続して確定申告書を提出する必要があります。その上で、これらの特例の適用を受ける年分において控除を受ける金額の明細書のほか、一定の書類(※)を添付した確定申告書を提出する必要があります。

※下表の「特例の適用を受けるために必要な書類」参照

①マイホームを売って、譲渡益がある場合

①3,000万円の特別控除の特例

長期譲渡所得又は短期譲渡所得のどちらに該当する場合でも、一定のものについては、課税譲渡所得金額を計算する上で最高3,000万円が控除されます。

$$\frac{\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})}{\text{譲渡所得}} - \frac{3,000\text{万円}}{\text{特別控除(※)}} = \text{課税譲渡所得金額}$$

※譲渡所得が3,000万円に満たない場合には、特別控除額は、譲渡所得の金額が限度となります。

②軽減税率の特例

売った年の1月1日現在で、そのマイホームの所有期間が10年を超えている場合は、①3,000万円の特別控除の特例を適用した後の課税長期譲渡所得金額に対して、次のとおり軽減された税率で税額を計算することになります。

課税長期譲渡所得金額	所得税	住民税
6,000万円までの部分	10%	4%
6,000万円を超える部分	15%	5%

注:確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

③買換え(交換)の特例

マイホームを売った年の前年から翌年までの3年の間にマイホームの買換え(交換)をした場合は、譲渡価額が1億円以下、売った年の1月1日現在で所有期間10年超、居住期間10年以上の場合など、一定の要件に該当する場合は、その譲渡益の課税を繰り延べる特例が受けられます。

ただし、上記①3,000万円の特別控除の特例又は②軽減税率の特例とは、選択適用となっています。

②マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合

- 売った年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるマイホームの譲渡損失が生じた場合には、次の①又は②により、その譲渡損失の金額をその年の他の所得と損益通算することができます。
- その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円を超える年分を除きます。)の所得から繰越控除することができます。

①新たにマイホームを買換える場合の特例

マイホームを売った年の前年から翌年までの3年の間に新たなマイホームを取得し、年末においてその新たなマイホームの取得に係る住宅ローン残高がある場合は、一定の要件の下で、売ったマイホームの譲渡損失の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

②新たにマイホームを買換えない場合の特例

マイホームの譲渡契約締結日の前日において住宅ローン残高があるマイホームを売った場合は、一定の要件の下で、そのマイホームの譲渡損失(住宅ローン残高からマイホームの譲渡対価の額を控除した残額を限度とします。)の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

〈特例の適用要件〉

	①の特例	②の特例
売ったマイホームの所有期間	売った年の1月1日現在で5年を超えるもの	
住宅ローン残高	不要	必要
新しいマイホームの取得	必要	不要
住宅ローン残高	必要	不要
繰越控除をする年の合計所得金額	3,000万円以下であること	

◆特例の適用を受けるために必要な書類

必要な書類	上記の特例	②	③	①	②
売ったマイホームの	登記事項証明書(原本)	○	○	○	○
	売買契約書の写し		○		
	住宅借入金等の残高証明書(譲渡契約締結日の前日のもの)				○
取得したマイホームの	登記事項証明書(原本)		○	○	
	住宅借入金等の残高証明書			○	
	耐震基準適合証明書など(建築後25年を超える中古の建築物の場合)		○		

〈参考〉亡くなった人の住まいに係る3,000万円の特別控除の特例(平成28年4月1日から平成31(2019)年12月31日までの売却に限り。)

- 亡くなった人が、相続開始の直前に1人で住んでいた家とその敷地を相続した人が、相続開始の日から3年後の12月31日までにその家や敷地を売った場合で、一定の要件を満たすものについては3,000万円の特別控除の特例を適用することができます。

その他の税情報についても、国税庁ホームページをご覧ください。

災害への備え

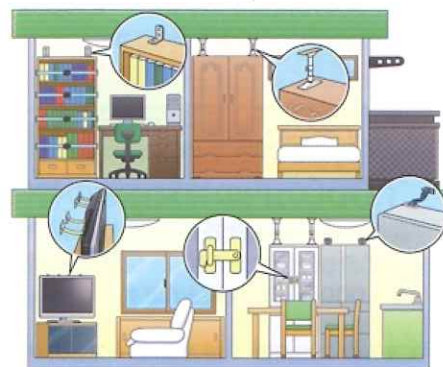
近年、地震、豪雨、大雪、竜巻などの災害が多発しています。今年も台風や集中豪雨、大阪府北部や北海道胆振東部での地震など、多くの災害が発生しています。

そこで、今回は、行政のホームページ等で情報提供されています「家庭でできる災害への備え」の一部を紹介致します。

1. 家具の置き方、工夫していますか？

地震では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしました。大地震が発生したときには「家具は必ず倒れるもの」と考えて、転倒防止策を講じておく必要があります。

- ・家具が転倒しないよう、壁に固定しましょう。
- ・寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かないようにしましょう。置く場合も、なるべく背の低い家具にするるとともに、倒れたときに出入口をふさいだりしないよう、家具の向きや配置を工夫しましょう。
- ・手の届くところに、懐中電灯やスリッパ、ホイッスルを備えておきましょう。



2. 食糧や飲料、備蓄は大丈夫ですか？

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。**家族の3日分が準備の目安**です。（飲用水は1人1日3リットルが目安）

防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ、普段の生活の中で利用されている食品等を備えるようにしましょう。

※ 飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておく、などの備えをしておきましょう。

3. 非常持ち出しバッグの準備、できていますか？

自宅が被災したときは、安全な場所に避難し避難生活を送ることになります。

非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。



もしものときの心得

台風や大雨のときは

- ◎台風情報を注意深く聞く
- ◎むやみに外出しない
- ◎停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの準備
- ◎避難に備えて非常持出品の準備
- ◎断水に備えて飲料水や生活水の確保
- ◎浸水の恐れのあるところは、家財道具などを高い場所へ
- ◎病人や乳幼児、障害者などを安全な場所へ
- ◎避難勧告が出ていなくても、危険を感じたら自主避難を



地震が起きたら

- ◎あわてず、さわがず冷静に
- ◎まずわが身の安全を確保
- ◎揺れが止まったら、すばやく火の始末
- ◎逃げ道の確保
- ◎火が出たら消火を
- ◎避難のときは、落下物に注意
- ◎狭い路地や塀ぎわ、がけ、川べりに近寄らない
- ◎避難は徒歩で
- ◎荷物は最小限に
- ◎みんなで協力して応急救護
- ◎正しい情報をつかむ



津波から身を守るには

- ◎強い地震や長い時間の揺れを感じたら、ただちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難
- ◎津波注意報が発表されたら、海岸にいる人は、ただちに海岸から離れる
- ◎津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない
- ◎津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報が解除されるまで海岸に近づかない



鹿児島北

正副ブロック長合同会議開催

7月13日(金)15時30分より、協会ビル4階会議室にて正副ブロック長会議を行いました。その中で、ブロック長の役割についての認識を高め 今後のブロック会活動をより充実した内容にすることができるよう話し合う事が出来ました。



合同ブロック会

第2・第5ブロック



- 参加者：24名
- 日時：8月21日(火)
18:30~21:00
- 場所：熊襲亭

第1・第3ブロック



- 参加者：39名
- 日時：8月28日(火)
18:30~21:00
- 場所：ホテルタイセイアネックス

第4・第6ブロック



- 参加者：47名
- 日時：8月28日(火)
18:30~21:00
- 場所：さけ咲

交流会の前に、インスペクションについての説明と、消防署より署員の方に来ていただき 防火対象物の状況説明を受けました。交流会もいつもとは違うブロックの方々と交流出来楽しい時間となりました。

南北支部合同研修旅行(9月12日~13日の2日間)

9月12日(水)と13日(木)に、鹿児島南北支部合同研修旅行が開催されました。今回は、宮崎・鹿児島方面がメインで近場だったのですが、西南戦争でご苦労された西郷さんの足跡にも触れて、とても有意義な研修旅行となりました。鹿児島北支部のバスには、始良伊佐支部や北薩支部からも参加して頂き、会員間の親睦も深まりとても賑やかな旅行となりました。



平成30年宅建協会研修旅行

福岡・西郷隆盛ゆかり地と宮崎・北薩支部



高千穂峡にて



青島グランドホテルにて

(北支部事務所にフォトブックが展示してありますのでご覧ください。)

鹿児島南

合同ブロック研修会

本年度も各ブロックにおいて、合同研修会が実施されました。なお、第1・第2ブロックは当初8月21日(火)に実施を予定していましたが、台風19号の影響で10月23日(火)に延期となりました。

- ◆第3・第4ブロック 日時：8月28日(火)午後6時から
場所：サンロイヤルホテル
参加者：48名

テーマ 「変化しつつある不動産業務」 講師：司法書士法人リーガルフラッグ 桑鶴浩二氏

- ◆第5・第6ブロック 日時：9月4日(火)午後5時半から
場所：和膳ゆうづき
参加者：67名

テーマ 「不動産を取り巻く税金の知識」 講師：野元茂樹税理士事務所 野元茂樹氏

鹿児島北支部・鹿児島南支部合同研修旅行

9月12日(水)・13日(木)に今年度も鹿児島北支部と鹿児島南支部合同で研修旅行を行いました。

鹿児島南支部からは38名の参加で、1泊2日の楽しい旅行となりました。

初日は、高千穂峡を散策し延岡市の西郷隆盛宿陣跡資料館を見学後、青島グランドホテルに宿泊し、夜の合同懇親会は、支部対抗のカラオケ大会と抽選会で盛り上がり就寝となりました。

2日目は、霧島酒造の工場、都城・島津邸本宅、福山町・梅志田を見学後に昼食を取り、日当山温泉・西郷どん村を見学、南洲墓地・南洲神社を参拝し中央駅にて解散となりました。

参加していただいた皆様、ご協力ありがとうございました。



北 薩

川内川花火大会後の環境保全活動

- 日 時：8月17日（金）
- 参加者：16名



川内川花火大会の翌日、清掃ボランティアに参加しました。参加された皆さん、早朝からご協力有難うございました。

不動産無料相談兼 宅建杯グランドゴルフ大会

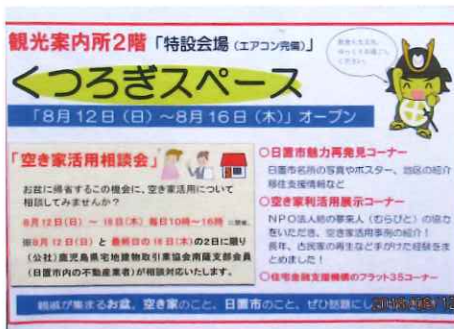
- 日 時：9月23日（日）
- 場 所：薩摩川内市樋脇グランドゴルフ場
- 参加者：240名（うち支部から7名）



南 薩

日置市おかえりなさいフェスタに参加しました！

日置市は、お盆の帰省者をターゲットに8月12日（日）伊集院駅南口の観光案内所周辺で、空き家活用の無料相談会とイベントを兼ねた「おかえりなさいフェスタ」が開催され、日置市の「名産市」「魅力発見ツアー」「魅力再発見コーナー（移住相談窓口あり）」妙円寺詣りにちなみ鎧を試着する「鎧でインスタ映え祭り」などが行われました。また、お盆の帰省の機会に空き家活用の相談ができるよう、8月12日から16日までの間「空き家活用相談会」が実施され、初日と最終日に日置市内会員が相談係として参加しました。



空き家活用相談会案内看板



8月12日の相談係



8月16日の相談係

いちき串木野市と不動産紹介業務に関する協定締結

7月13日（金）いちき串木野市と宅建協会は、いちき串木野市内で空き家等の活用を希望する者に対し、協会会員が物件情報を提供する協定を締結しました。

始良伊佐

始良市長を表敬訪問しました

7月30日（月）、始良市の湯元敏浩市長を表敬訪問しました。



左から山下副支部長、岩重支部長、湯元市長、上野副支部長

自治会加入促進について協議しました

8月22日（水）、支部事務所において、霧島市と自治会加入促進について協議しました。



霧島市市民活動推進課長 山下広行氏
同課共生協働推進グループ長 末満伸太郎氏

霧島市空家バンク意見交換会

9月20日（木）霧島市役所において、空家バンクに関する意見交換を行いました。

- ①空家バンクに隣接する農地取得について
- ②中山間地域移住地の農地取得について
- ③危険家屋の登録制度
- ④建物解体費補助金を受けた場合の制限（3年間の売却及び建築ができない件）
- ⑤空家バンク登録後は宅建業者と交渉と依頼を理解していただく
- ⑥その他（水道管理設状況、IT環境の整備など）



始良伊佐支部：岩重支部長、山下副支部長、上野副支部長
霧島市：地域政策課、建築指導課、安心安全課、農業委員会

支部研修会

9月25日（火）サン・あもりににおいて、支部研修会を開催し、88名の会員が出席しました。

研修内容

インスペクション、安心R住宅について
講師：研修部長 牧野幸男



大隅

肝付町空き家情報登録制度「空き家バンク」の媒介に関する協定締結

7月19日（木）鹿児島県市町村自治会館において、肝付町が実施する「空き家バンク制度」に登録された空き家の売却や賃貸の交渉・契約などの媒介業務を協会会員が行う協定を締結しました。



支部担当理事会



- 日時：7月5日（木）10時30分～
- 場所：大隅支部会議室
- 出席者：3名
- 議題：
 - ①平成30年度行事予定について
 - ②第1回ブロック長会について
 - ③その他

第1回ブロック長会

- 日時：8月7日（火）13時30分～
- 場所：大隅支部会議室
- 出席者：10名
- 議題：①平成30年度行事予定について
 - 1) 支部相談会について
 - 2) 環境保全活動について
 - 3) 業者研修会について
 - 4) ブロック会について
 ②その他



奄美

支部活動報告

●奄美地域自立支援協議会 地域生活部会 7月10日(火)

- 場 所：ぴあリンク奄美事務所
- 出席者：師玉支部長、ぴあリンク職員2名、鹿児島県担当者、奄美市担当者、医療・介護関係者
- 内 容：障害者の住宅支援について意見交換

●空き家等に係る意見交換会 9月6日(木)

- 場 所：ぴあリンク奄美事務所
- 出席者：師玉支部長、武田副支部長、森ブロック長、福崎会員、奄美市議会議員7名、議会事務局職員3名
- 内 容：空き家等に係る意見交換

現在、奄美市議会では、空き家・空き地等の対策について政策に係る提言を行うため、関係機関と意見交換・協議等を行っています。今回、奄美市空き家バンクの運営や今後の課題・問題点などについて、活発な意見が交換されました。

ブロック長紹介

ブロック	氏 名	商 号
第 1 ブ ロ ッ ク 長	森 幸一郎	モリ不動産
第 2 ブ ロ ッ ク 長	福 島 幸 雄	(株)福島不動産

主な会務報告(7~9月)

期日	会 務 名	場 所	出 席 者
7.3	研修部会	宅建協会6階研修ホール	牧野部長他
7.4	宅建試験委員会	宅建協会4階会議室	小齊平委員長 他
7.9	総務企画部会	"	稲元部長 他
7.11	宅地建物取引士証交付講習会	宅建協会6階研修ホール	受講者
7.12	相談役会	"	吉田会長 他
"	常務理事会	"	"
"	網紀委員会	宅建協会4階会議室	"
7.17	不動産流通部会	"	富山部長 他
7.18	広報部会	"	永野部長 他
7.19	財務部会	"	東部長 他
"	肝付町との協定締結	鹿児島県市町村自治会館	岩川専務 他
8.6	常務理事会	宅建協会4階会議室	吉田会長 他
8.8	宅地建物取引士証交付講習会	宅建協会6階研修ホール	受講者
8.22	開業支援セミナー	"	"
8.24	宅建試験委員会	宅建協会4階会議室	小齊平委員長 他
"	常務理事会	宅建協会6階研修ホール	吉田会長 他
"	不動産流通部会	宅建協会4階会議室	富山部長 他
8.27	広報部会	"	永野部長 他
8.28	総務企画部会	"	稲元部長 他
"	財務部会	宅建協会6階研修ホール	東部長 他
9.3	地区調査指導委員会	宅建協会4階会議室	久永委員長 他
9.5	宅地建物取引士証交付講習会	宅建協会6階研修ホール	受講者
9.11	新入会員等研修会	"	会員 他
9.14	宅建試験委員会	宅建協会4階会議室	小齊平委員長 他
9.18	網紀委員会	"	有田委員長 他
9.20	不動産流通部会	"	富山部長 他
9.21	役員研修	宅建協会6階研修ホール	吉田会長 他
"	常務理事会	宅建協会4階会議室	"
9.26	研修部会	"	牧野部長 他
"	総務企画部会	"	稲元部長 他
9.27	広報部会	"	永野部長 他

西日本豪雨災害義援金ご報告

7月に発生しました西日本豪雨災害発生後、事務局に義援金箱を設置し、義援金を募って参りました。皆様からお寄せいただいた義援金5万円と宅建協会から45万円、合計**50万円**を8月10日、南日本新聞社を通じて寄付致しましたので、ご報告致します。

新入会員

平成30年7月1日～9月30日

免許番号	種別	支部	商号	代表者	専任取引士	事務所所在地	電話番号
6186	県知事	鹿児島北	(株) Tower Building Hills	角園 友章	角園 友章	鹿児島市伊敷台 5-9-8	099-208-7010
6196	//	//	(株) トーア設計事務所	原田 俊明	原田 俊明	鹿児島市薬師 2-37-22	099-252-9339
6195	//	//	M&A保証(株)	内木場洋一	内木場洋一	鹿児島市武岡 5-3-17	099-814-3200
6176	//	鹿児島南	樋渡設計	樋渡 芳朗	樋渡 芳朗	鹿児島市魚見町 141-4	099-268-5017
6194	//	//	(株) MUA A	水川 千美	水川 学	鹿児島市坂之上 4-26-8 蓮子コーポB 001 A	099-813-8553
6197	//	//	ラッキーブック	吉本 健二	吉本 健二	鹿児島市中山町 2458-10	099-260-3189
6200	//	//	Arc+ (アークプラス)	益山 愛子	益山 愛子	鹿児島市東谷山 2-3-17	099-811-3370
6189	//	//	(株) ニジ・ハウス	大久 義徳	橋口 文尚	鹿児島市中山町 6078-1	099-297-6301
6199	//	//	(株) イサム	山元 貴代	倉ヶ崎亮子	鹿児島市真砂町 76-9	099-256-5611
6187	//	//	(株) あなたの街のおしゃれな不動産	前野 公輔	前野 公輔	鹿児島市清和 1-1-17	099-210-2014
6198	//	//	(株) 深野木組	深野木 信	深野木 託	鹿児島市荒田 2-28-19	099-251-1611
6201	//	//	レア(株)鹿児島店	宮里 真一	鮫島 重子	鹿児島市下荒田 1-43-34 エントピア天保山II	099-814-7360
6202	//	//	岡本不動産	岡本 眞司	岡本 眞司	鹿児島市下福元町 1335 アリスティオI 101号	099-800-8575
6209	//	//	鹿児島中央不動産(株)	馬籠 陽八	馬籠 陽八	鹿児島市真砂町 9-11 サンライフビル1階	099-296-7888
6857	大臣	北 薩	タマホーム(株)薩摩川内店	玉木 康裕	税所 秀貴	薩摩川内市山之口町字田中平 4514-1	0996-25-5335
6192	県知事	始良伊佐	サン・スター(株)	植木 光輝	植木 光輝	始良市西宮島町 6-12	0995-73-6842
6201	//	//	レア(株)	宮里 真一	東 圭一郎	霧島市国分中央 3-21-17-1	0995-55-8377
6193	//	奄 美	モリ不動産	森 幸一郎	森 幸一郎	奄美市名瀬伊津町 20-4 マルイチビル 101号	0997-52-0161
6191	//	//	丸三商事(株)	三浦 寛	清 昌弘	奄美市名瀬塩浜町 8-1	0997-53-9920
6185	//	//	(株) ファースト	矢作 和幸	川久保道子	大島郡瀬戸内町古仁屋字大田原 1114-78	0997-72-4677

(20名)

退会会員

平成30年7月1日～9月30日

支部	商号	代表者	理由	支部	商号	代表者	理由
鹿児島北	メイト	田尻 守利	行政処分	鹿児島南	吉永電機(株)	吉永 智洋	期間満了
//	森山土木(株)	森山 裕司	業の廃止	//	建愛不動産	今吉 明吉	業の廃止
//	ハウスウェブ(株)鹿児島店	梁川 智秀	支店廃止	南 薩	内山田商事	田代 満義	代表者死亡
//	(株) 醸心	西 陽一郎	業の廃止	始良伊佐	平原不動産	平原 良一	期間満了
鹿児島南	ワタナベ不動産	渡辺 博樹	//	大 隅	明解不動産(株)	出水澤明美	業の廃止
//	鹿児島中央不動産	馬籠 陽八	法人免許取得				

(11名)

哀悼のことば

中村 毅 殿 (南中村不動産 始良伊佐支部)

心より謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

宅建協会・保証協会・不動産会館 休業日のお知らせ

12月29日(土)～1月3日(木)の期間、宅建協会・保証協会・支部事務所・不動産会館の業務を休業致します。ご理解とご協力をお願い致します。

不動産業 開業支援セミナーのご案内

宅建協会では、不動産業に関心があり新規開業を検討されている方々を対象に「開業支援セミナー」を開催いたします。是非、この機会にご参加の上、開業に向けての参考として下さい。

参加者には、参考書籍をプレゼント致します。

■開催日時／平成30年12月19日（水）

13：30～15：30（受付開始13：00）

■場所／（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会

6階研修ホール

鹿児島市上之園町24-4 鹿児島県不動産会館

■参加費／無料

■内容／不動産業界の現状と今後の展望

不動産免許取得までの流れ～宅建協会・保証協会
とは宅建協会の会員支援事業 など

■参加申込／12月18日（火）までに（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会へ、お電話またはFAXにてお申し込み下さい。申込書は当協会HPで入手できます。

※お知らせいただいた個人情報は、本セミナーの申込確認にのみ使用させていただきます。

■共催／日本政策金融公庫

■主催・お問い合わせ先／（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会

（公社）全国宅地建物取引業保証協会鹿児島本部

TEL：099-252-7111

FAX：099-257-1452

E-mail：info@k-takken.com

URL：http://www.k-takken.com



不動産相談所ご案内

不動産に関することでお困りの方はご利用下さい。

■日時 毎週月曜日・水曜日・金曜日（祝日等除く）

午前10時～12時・午後1時～3時

■場所 （公社）鹿児島県宅地建物取引業協会 4階相談室

鹿児島市上之園町24-4（上記地図を参照）

電話番号099-297-4300

※来所又は電話でご相談下さい。（予約不要・先着順）

■内容 不動産業界に関する一般相談・不動産取引のトラブル相談・協会会員の業務上の相談

■相談料 無料

■その他 上記の相談で問題が解決しない場合は、毎月2回、弁護士による相談日を設けてありますので、相談員に申し出て下さい。

弁護士への相談料（30分以内）は、当協会が負担します。



平成30年9月末日 会員数1506
（正会員1409 準会員97）

赤は太陽



緑は大地

白は公正

発行日 平成30年10月20日

発行所 （公社）鹿児島県宅地建物取引業協会

（公社）全国宅地建物取引業保証協会 鹿児島本部

発行人 会長 吉田 稔

編集人 広報部長 永野 浩一

〒890-0052 鹿児島市上之園町24-4

TEL 099-252-7111 FAX 099-257-1452

URL http://www.k-takken.com

E-mail info@k-takken.com

鹿児島 宅建

検索